

ご利用者の皆様へ

平成 30 年 4 月 25 日

施設利用申込制度に係る改正について

六浦スポーツ会館 館長

1 改正の理由

近年、当館のご利用者は、平成 25 年度は 12,583 人、平成 26 年度は 13,098 人、平成 27 年度は 15,652 人と急増したため、平成 28 年度から団体当たり 1 月に 3 回までと制限させていただきました。

しかし、改正直後の平成 28 年度は 18,226 人と更に急増し、体育室、テニスの利用枠の確保が求められている状況です。

そこで、次の改正案の通り、スポーツセンターの運用も参考にし、市民が気軽に利用可能な公的施設の利用機会の均等を確保するために改正します。

2 改正案

① 体育室の分割利用

体育室の利用実態は、1 団体につき 6 人台と少数のため、体育室を AB と仕切りネットで 2 等分して、各区分を 1 コマとします。

② 体育室の利用

団体の登録制度は従来通りとし、団体の会員が各自 1 ヶ月に 2 コマ、利用を申込みることができるものとします。この場合、AB 全面ご利用したい場合は、2 コマ使用となります。なお、団体会員名簿の提出をお願いし、本人確認をさせていただきます。

③ テニスの利用

テニスは集団スポーツ競技よりも、個人的な競技の性格が強く、団体登録は廃止し、個人登録制度に改正し、登録された個人は 1 ヶ月に 1 回利用を申込みることができるものとします。個人登録に際しては、本人確認をさせていただきます。

3 スケジュール（新制度導入までの手続き及び日程）

① 4 月 25 日からご意見を募ります。

→受付右の「利用者の声」の箱へ、積極的にご意見を投函願います。

② 5 月 15 日に、抽選会終了後に利用者会議（抽選の前の連絡会の拡大版）を開催し、ご意見を頂きます。

③ 6 月 6 日に、地元の団体（スポーツ推進員、青少年指導員、町内会長など）の役員から構成される六浦スポーツ会館委員会を開催し検討します。

④ 以上の経過で頂いたご意見を踏まえ、金沢区役所と協議して決定します。

⑤ 6 ヶ月の周知期間と登録期間をおき、12 月の抽選会（1 月分の申込）から新制度を開始予定とします。